

夏季手当3.0箇月分申入れる！

国労本部は5月13日、2022年度夏季手当の支払いに関する申し入れ（国労闘申第11号）を行った。

新型コロナウイルスが世界規模で蔓延し、依然として予断を許さない状況が続いている。

くわえて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、世界経済へ更なる影響を及ぼし、昨年来から続く原油高の影響から生活必需品の値上げや燃料費高騰など、新型コロナウイルスで疲弊し切った日本経済への影響は一層深刻な事態となっている。

内閣府が4月21日に発した月例経済報告では、4カ月ぶりに持ち直しの動きが見られるとの総括判断に引き上げ、持ち直しが期待されるとする一方で、ウクライナ情勢や原材料価格の上昇や金融資本市場の変動などについて懸念材料としている。

一方、貨物会社の経営状況は、2016年度、2017年度は充足以来、最高益を確保して以降、2018年度の「西日本豪雨」や2019年度の台風など自然災害の影響を大きく受けながらも黒字決算を確保し続け、2020年は新型コロナウイルスによる大幅な減収の中で連結・単体ともに経常利益を確保している。

くわえて、2021年度はコロナ禍による需要低迷に加え、大雨に伴う山陽線の不通や北日本地区での相次ぐ雪害の影響を受けながらも1月期の段階で年初の計画から大幅な下方修正を余儀なくされる下で連結では経常黒字を確保する結果となっている。「中期経営計画2023」の4年目となる「2022年度事業計画」もコロナ前の水準には及ばないものの経常利益を目指す内容となっている。

国労要求の3.0箇月分の満額獲得で少しでも生活改善に繋げなければならない。そのためにも全職場から、機関・旅客の仲間との連携を図り、創意工夫した闘いを最大限取り組もう！

生活給である夏季手当、満額獲得を勝ち取ろう！

要求に確信をもち 獲得に向け全力を挙げよう！！



夏季手当要求

- ① 支払いは、2022年6月1日現在の基準内賃金の3.0箇月分とすること。
- ② 支払日は、2022年6月30日までとすること。
- ③ 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
- ④ 支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと。
- ⑤ 調査期間内に55歳に達した者、また、55歳以上の社員については、55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること。
- ⑥ 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取り扱いとすること。

